

【札幌市白石区PTA連合会規約】

第1章 総則

第1条 (名称)

この会は、札幌市白石区PTA連合会（白石区P連）と称し、事務局を白石区内に置く。

第2条 (目的)

この会は、区内のPTA相互の連絡調整を図り、学校（園）教育、家庭教育、社会教育の充実振興に寄与することを目的とする。

第3条 (事業)

1. 区内PTAの連携に関すること。
2. 学校（園）教育、家庭教育及び社会教育に関すること。
3. 幼児、児童、生徒の健全育成に関すること。
4. 関係機関、及び団体等の連携に関すること。
5. その他 必要と認められた事業。

第4条 (構成)

この会は、区内の次の団体をもって構成する。

1. 幼稚園PTA
2. 小学校PTA
3. 中学校PTA

第2章 役員及び監事

第5条 (役員及び監事)

この会に、次の役員及び監事を置く。

- | | |
|---------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 理事 | 若干名 |
| (4) 監事 | 2名 |

第6条 (選任)

1. 役員及び監事は、別に定める役員選考委員会の推薦により、総会において選任する。ただし、理事1名は事務局長をもって充てることできる。

2. 前項の規定にかかわらず、役員（ただし会長を除く）及び監事に欠員が生じたときは、役員会において後任者を選任することができる。

第7条 (任期)

1. この会の、役員及び監事の任期は1年とする。ただし、再任をさまたげない。
2. 欠員または増員により選任された役員及び監事の任期は、前項本文の規定にかかわらず、前任者または現任者の残任期間とする。

第8条 (職務)

この会の、役員及び監事の職務は次のとおりとする。

1. 会長は会務を統轄する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、あらかじめ役員会で定めた順序に従いその職務を代行し、また会長に欠員が生じたときは、あらかじめ役員会で定めた順序に従いその後任者となる。
3. 理事は、会務の遂行にあたる。
4. 監事は、本会の会計を監査する。

第3章 会議

第9条 (総会)

1. 総会は、毎年5月に会長が招集する。ただし、必要があるときには、臨時総会を招集することができる。なお、総会は過半数の出席により成立し、出席者の過半数の同意によって可決する。
2. 総会は、単位PTAの会長、副会長（1名）、女性代表、校（園）長、事務局（T-1、P-1）をもって構成する。

3. 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 予算及び決算
- (2) 事業の計画及び報告
- (3) 役員を選出
- (4) 規約の改廃
- (5) その他必要な事項

第10条 (役員会)

役員会は、必要に応じ会長が招集し次の事項を審議する。

ただし、監事は必要に応じて役員会に出席して意見を述べることができる。

1. 総会に提出する原案の作成。
2. 会務の執行に関する事項。
3. その他、総会から委嘱された事項。

第11条 (委員会)

この会に、必要のある場合は、役員会の決するところにより、特定の事項にかかわる調査、研究等を行うための委員会を置くことができる。委員会細則は、別に定める。

第12条 (PTA代表者会議、女性副会長会議、研修大会検討委員会)

会長は、必要がある場合には、PTA代表者会議、女性副会長会議、研修大会検討委員会を召集し、開催することができる。

PTA代表者会議は各単Pの会長または副会長1名をもって充てる。

研修大会検討委員会の検討委員は次の通りとする。

- (1) 当該年度の研修担当副会長(検討委員長)及び研修委員長、副委員長。
- (2) 次年度の研修委員長、副委員長予定者及び各単Pの副会長予定者。
- (3) 事務局長及び事務局員
- (4) 会長(相談役)

第13条 (校種別部会)

1. この会には、幼稚園・小学校・中学校の各部会を設置することができる。
2. この部会の運営については、別に細則で定める。

第4章 会計

第14条 (会計)

この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第15条 (経費)

この会の経費は、次に掲げるものをもってあてる。

1. 負担金
2. 助成金
3. その他の収入

第5章 事務局

第16条 (事務局)

1. この会に事務局を置き、事務局長並びに事務局員若干名を置くことができる。
2. 事務局の構成並びに運営は、細則に定める。
3. 事務局員は、役員会の承認を得て、会長が任免する。

第6章 付則

第17条 (付則)

この会の運営に必要な細則は、別に定めることができる。本細則の内容等に関する改廃は、会長が提案し役員会の議を経て決定することができる。

第18条 (会則)

この会の会則は、総会の承認を得て改廃する。

第19条

この会の会則は平成2年5月12日より施行する。

(平成10年5月15日一部改正)

(平成15年5月9日一部改正)

(平成23年5月6日一部改正)

(平成24年5月11日一部改正)

(平成25年5月10日一部改正)

【関連規定 細 則】

【役員及び監事に関する規定】

第 1 条 (細 則)

この規定は、規約第 5 条に基づく役員及び監事についての規定である。

第 2 条 (役員及び監事)

会長 1 名・副会長若干名 (小中学校長会推薦 2 名・研修推進校 P 代表各 1 名・輪番表より 2 名を含む)・理事 9 名 (各委員会の正副委員長 8 名・事務局長 1 名)・監事 2 名とする。また市 P 協役員となった区内単 P の役員は白石区 P T A 連合会の副会長として区 P 連副会長数 1 を加える。

第 3 条 (役員会の構成)

役員会は、会長・副会長・理事をもって構成する。

第 4 条

この細則は、平成 2 年 5 月 1 2 日より施行する。

(平成 1 0 年 5 月 1 5 日一部改正)
(平成 1 5 年 5 月 9 日一部改正)
(平成 2 0 年 5 月 9 日一部改正)
(平成 2 1 年 5 月 8 日一部改正)
(平成 2 4 年 5 月 1 1 日一部改正)
(平成 2 5 年 5 月 1 0 日一部改正)
(平成 3 0 年 5 月 1 1 日一部改正)

【役員選考委員会規定】

第 1 条 (細 則)

この規定は、規約第 6 条に基づく役員選考についての細則である。

第 2 条 (役員選考委員会)

- 役員選考の為、総会前に役員選考委員会を設け、総会に報告し同時にその任務を終える。
- 役員選考委員会の選考委員は以下の通りとする。
 - (1) 会長の輪番ブロック 4 校から各 1 名。

- (2) 副会長の輪番ブロック 4 校から各 1 名。
- (3) 会長及び監事 2 名及び事務局長。
- (4) 事務局員 (若干名)

但し、会長、副会長の輪番ブロックの選考委員は、単 P の会長が兼ねることができる。また、会長・監事・事務局長以外の現区 P 連役員は、選考委員になることはできない。

第 3 条

この規定は、平成 2 年 5 月 1 2 日より施行する。

(平成 2 1 年 5 月 8 日一部改正)

(平成 2 5 年 5 月 1 0 日一部改正)

【役員選考に関する申し合わせ事項】

1. 会長について
輪番制を原則とし別表輪番制ブロック表から選出する。但し、立候補又は推薦があった場合はそれらも含めて選出する。
2. 副会長について
 - (1) 小、中学校校長会から、それぞれ推薦のあった 2 名。
 - (2) 研修推進校から各 1 名の計 2 名。
 - (3) 別表輪番表の副会長選出ブロックから 2 名以上。但し、
 - 1 名以上は、女性副会長とする。
 - 立候補または推薦があった場合はそれらも含めて選出する。

3. 監事について

輪番表の次年度のキタラ委員長、副委員長担当 P T A から各 1 名を選出する。

但し、区 P 連の会長は、単 P の会長であること、区 P 連の副会長は、単 P の会長又は、副会長であることが望ましい。同様に、区 P 連の役員は、単 P の役員であることが望ましい。

【委員会規定】

第 1 条 (細 則)

この規定は、規約第 11 条に基づく委員会についての細則である。

第 2 条 (委員会)

本会に、次の委員会を置く。

1. キタラ委員会
2. 研修委員会
3. 広報委員会 (含：IT 委員)
4. 健全育成委員会

第 3 条 (構 成)

1. 委員会は、幼・小・中学校から選出された委員をもって構成する。
選出については、別表申し合わせ事項による。
2. 正副委員長は本会の理事を併任する。

第 4 条 (任 務)

各委員会は、次の会務を行う。

1. キタラ委員会
親子ふれあいコンサート「Kitara で光ろう Part〇〇」の企画運営実施
2. 研修委員会
白石区 P 連研修大会 & 各種研修活動の企画と実施
3. 広報委員会 (含：IT 関連)
 - ① 広報誌の発行、その他広報に関する諸活動の企画と実施
 - ② ホームページ作成、ホームページ掲載に関する諸活動の企画と実施
4. 健全育成委員会
健全育成・交通安全に関わる諸活動の企画と実施

第 5 条 (予 算)

委員会予算は、別に定める。

第 6 条

この細則は、平成 2 年 5 月 12 日より施行する。

(平成 3 年 5 月 11 日一部改正)

(平成 10 年 5 月 15 日一部改正)

(平成 21 年 5 月 8 日一部改正)

(平成 30 年 5 月 11 日一部改正)

*委員会に関する申し合わせ事項

委員会の正副委員長は輪番表を原則とし、別表による。但し IT に関することは、不特定多数への情報開示などその活動の特殊性から慎重を有するため、別紙細則に定める通りとする。

【部会規定】

第 1 条 (細 則)

この規定は、規約第 13 条に基づく校種別部会についての細則である。

第 2 条 (校種別部会)

1. 校種別部会は、それぞれ対外的に必要な問題が生じた場合に協議し、情報交換する。
2. 校種別部会は、会長が召集する。

第 3 条 この細則は平成 2 年 5 月 12 日より施行する。

【事務局運営規定】

第 1 条 (細 則)

この規定は、規約第 16 条に基づく事務局運営についての細則である。

第 2 条 (事務局)

事務局は、事務局長と事務局員若干名で構成し、次の会務を行う。

事務局長は、選任職員がこれにあたる。

1. 全体の総括、連絡調整
2. 役員会、総会の運営
3. 部会、各種委員会の連絡調整
4. 年間予算案の策定
5. 総会提案事項の策定
6. 年間業務報告書の策定
7. 区 P 連記録の収集保存
8. 会計事務
9. 決算書の作成及び報告
10. その他、他の委員会、部会に属さない必要事項

第 3 条 (事務局次長)

事務局に事務局次長を置くことができる。事務局次長並びに事務局員の構成、選任は別に定める。

第 4 条 (予 算)

事務局運営に必要な予算は、別に定める。

第 5 条

この細則は、平成 2 年 5 月 12 日より施行する。

【非常時及び災害時における規定】

第 1 条 (付 則)

この規定は、規約第 9 条 (総会) の 1・2 についての付則である。

第 2 条 (非常時等における総会の開催)

非常時及び災害時等において規約第 9 条 (総会) 2 の構成会員の招集が難しい場合会長は臨時の役員会を開催し、役員会の議を経て、書面による総会を開催することができる。

第 3 条 (構成会員の議決権の行使)

構成会員 (規約第 9 条 2) の議決権の行使は議案に対する認否を記載できる議決権行使書により行う。

第 4 条 (議案の認否)

書面による総会は議決権行使書の過半数の提出により成立し、提出された過半数の同意によって承認される。

第 5 条

この規定は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

【慶弔規定】

第 1 条 (細 則)

この規定は、規約第 17 条に基づく慶弔についての細則である。

第 2 条 (慶 弔)

1. 本会の役員、監事及び各単 P 役員の慶弔については、原則として次の通りとする。
2. 死亡の場合は、弔電並びに香料を送り、弔意を表す。
3. 香料は、5,000 円とする。

第 3 条 (慶 弔 2)

その他、特に必要と認めた場合には役員会に諮り、慶弔見舞金を送ることができる。

第 4 条

この規定は、平成 2 年 5 月 12 日より施行する。

(平成 3 年 5 月 11 日一部改正)

【表彰規定】

第 1 条 (細 則)

この規定は、規約第 17 条に基づいての細則である。

第 2 条 (表 彰)

1. 本会は、次により団体及び個人の表彰をすることができる。
 - (1) 本会運営に功績のあったもの。
 - (2) 各単位 P T A にあつては、P T A 活動に貢献し、広く社会教育の振興に寄与したもの。
2. 表彰内容
 - (1) 前項 (1) の該当者には、感謝状を (2) の該当者には表彰状を贈る
 - (2) 表彰は、本会の総会で行う。単位 P T A に関する個人表彰については、所属 P T A で行う。
 - (3) 本会の役員を退任するに当たっては感謝状を贈る。

第 3 条 (選考方法)

選考方法は、次の通りとする。

1. 感謝状、及び表彰状の該当者は事務局で推薦する。ただし、表彰の該当者については、各単位 P T A の意向を受けて推薦するものとする。
2. 前項により推薦されたものについては、事務局で取りまとめ、役員会において選考する。

第 4 条

この規定は、平成 2 年 5 月 12 日より施行する。